

## ▶ Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC)と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

## ベトナム法人による外国ローン借入及び担保設定について

| Page 1/3 |

2019年8月 No.VNM\_018

### はじめに

ベトナムにおける事業の拡大や、運転資金の需要が生じた場合、日本所在の本社や関連会社等から、借入による資金調達を検討する場合があります。増資や国内金融機関からのローンも考えられるところですが、増資はライセンス変更等に時間を要する可能性がある他、国内金融機関からの借入は金利が高くなるが見込まれます。本稿では、海外からの借入による資金調達と、ベトナム国内における担保設定についての概要を、実務上のポイントとともに解説します。

### 海外ローン締結時の留意点

国外からの借入は外国ローンとして扱われ、ドル・円を含む外貨で実施することが可能です。海外ローンについては、特に2013年12月26日付政令第219/2013/ND-CP号及び中央銀行通達第03/2016/TT-NHNN号(以下、「通達第3号」といいます。)によって規定されています。以下、留意すべきポイントを解説します。まず、借入期間によって、一年以内の短期ローンと一年超の中・長期ローンに分類され、中・長期ローンに該当する場合には、原則としてローン契約締結日から30日以内に、ベトナム国家銀行(SBV)に対する登録申請を要する他(通達第3号第13条第3項)、借入限度額についても、登録資本金との関係で制限(外債枠)が生じます。<sup>[1]</sup> SBVへの登録が行われていない場合には、利息・元本の送金時に送金金融機関から取り扱いを拒まれ、返済が滞る等のリスクがあるため注意が必要です。一方で、短期ローンの場合には上記のような規制はありませんが、使途が当局に登録済みの事業についての運転資金に限定されます。

#### 【各ローンの比較】

	短期ローン	中・長期ローン
ローン期間	1年以下	1年超
SBV登録	×	○
外債枠による制限	×	○
運転資金目的への使途制限	○	×
四半期報告	×	○

なお、短期ローンの期間延長の結果、ローン期間が一年を超える場合、及び短期ローンが期間延長されことなく1年経過後に残債がある場合には、原則としてSBV登録が必要になるため留意が必要です(通達第3号第9条)。

### 担保設定について

ベトナム法人に対して貸付を行う場合には、返済を担保するため、併せて会社代表者に対して保証人になることを求めることや、担保権を設定できることについては日本と同様です。民法第91/2015/QH13号(以下、「民法」といいます。)では、担保の種類として以下が定められています(民法第292条)。

- |        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 1. 質権  | 4. 預託    | 7. 保証   |
| 2. 抵当権 | 5. エスクロー | 8. 信用保証 |
| 3. 手付  | 6. 所有権留保 | 9. 留置権  |

以下では、履行の担保手段について制度を概観した上、一般に用いられることが多いと考えられる担保のうち、保証と抵当権を取り上げて解説を行います。

#### (1) 担保制度の概要

上掲の担保手段のうちでは、人的担保(保証人による保証)の他、物的担保では、質権と抵当権が用いられることが多く、実務上では土地・建物及び土地上の建物に対する抵当権が重要な役割を果たしています。担保される対象は、別段の合意がない限り、利息、罰金、損害賠償を含む、義務の一部または全部となり(民法第293条第1項)、発生済みの債務の他、将来発生する債務、条件付債務も含めることができます(民法第293条第2項)。



[1] 具体的には、外国ローンの借入総額は、登録済みの総投資額と定款資本金の金額の差額内であればなりません。外債枠を拡大するには、投資登録証明書(IRC)の変更が必要となります。

[ 総投資額 - 定款資本金額 = 外債枠 ]

物的担保については、原則として合意のみによって設定可能ですが、国家担保取引登記機関 (NRAST) [2] 等の機関において登録することで、第三者に対して対抗することが可能になります。ただし、所有権の登録制度がある土地使用权や、航空機、船舶等に対する抵当権の設定は、登記が効力発生要件になるため注意が必要です。

## (2) 保証

日本と同様、ベトナム法人に対するローンの貸付に際しては、返済の担保として、法人代表者等に対して個人の人的保証を求め、保証契約を締結することが考えられます。

保証契約とは、ローン契約の当事者以外の第三者が、債務者が義務を履行しない場合に債務者によって義務を履行することを約することをいいます (民法第 335 条第 1 項)。

債権者から保証人に対する請求について特段の制限はありませんが、債務者が、債務を履行できない場合に限って、保証人に対して義務の履行を請求できる旨合意することが認められています (民法第 339 条第 1 項)。

## (3) 抵当権

抵当権については、民法第 317 条以下に規定があり、抵当権設定者が、自己の所有する財産を、抵当権者に引き渡さずに担保に供するものをいいます。

抵当権の対象は、土地使用权及び土地上の建物、そのほかの資産を対象として設定することが可能です。土地使用权及び土地上の建物に対する抵当権の設定は、原則として、ベトナム国内の金融機関にのみ認められ、ベトナム国外の外国企業またはベトナム所在の外資系企業がこれらに対して抵当権を設定することは認められないため注意が必要です。土地使用权、土地上の建物等を除く一般的な資産については、抵当権設定契約を締結すれば、抵当権の効力を生じさせることとなりますが、第三者に対する対抗力を取得するためには、国家担保取引登記機関に対して登録することを要します (民法第 319 条)。



抵当権は、(1) 資産の競売、(2) 抵当権者による資産売却、(3) 抵当権者による抵当資産の取得、(4) その他の方法のうちいずれかの方法について合意することにより処分することができます (民法第 303 条)。抵当財産の処分価格は、当事者の合意、または価値算定人によって決定されますが、客観的かつ市場価格に合致するものでなければなりません (民法第 306 条)。処分価格が被担保義務の価値を下回る場合、無担保の義務として存続する一方、処分価格が被担保義務の価値を下回る場合には、清算義務が生じます (民法第 307 条)。

## 最後に

ベトナム法令下においては、海外からの借入や、特に土地使用权等に対する担保設定に対して独特な規制が課されている場合があり、ケースによっては、ローン実行までに外債枠の拡大等のライセンス手続きに時間を要することも考えられます。予期せぬトラブルを未然に防止するためにも、適宜専門家の助言を得ることをお勧めします。

--

[ 2 ] <https://dktructuyen.moj.gov.vn/home.html>

他プラクティスグループのニュースレターも配信しております。  
配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。  
広報部宛 [prcorestaff@aplaw.jp](mailto:prcorestaff@aplaw.jp)

※お名前、部署、役職をご明記ください。  
また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

### 【日本語】

- ジェネラル / 様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- ロシアビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション / テクノロジー
- その他 (ご興味のある分野をご教示ください。)

### 【英語】

- ジェネラル / 様々な分野の旬な法律トピックス

## 執筆者

HANOI / HO CHI MINH CITY 



### 弁護士 三浦 康晴

(アソシエイト)  
第二東京弁護士会  
ベトナム登録外国弁護士

[> View Profile](#)

M&A や一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。2017年2月よりAPACのハノイオフィスに出向し、日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。



弁護士 鈴木 由里  
(パートナー)  
第二東京弁護士会

[> View Profile](#)

法制度調査、クロスボーダーM&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。



弁護士 戸松 夏子  
(アソシエイト)  
東京弁護士会

[> View Profile](#)

2013年8月よりAPACのホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。



弁護士 二本松 裕子  
(パートナー)  
第二東京弁護士会

[> View Profile](#)

ベトナムプラクティスメンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。

## [お問合せ先]

E-mail:

[aandsvietnam@aplaw.jp](mailto:aandsvietnam@aplaw.jp)

## バックナンバー

- No.017「ベトナムにおける労働者の解雇について — 労働法改正の動向も踏まえて」(2019年6月13日)
- No.016「日本・ベトナム間における人材関連事業について — 技能実習、特定技能による日本での雇用、ベトナムでの人材関連事業関連規制の概要」(2019年4月22日)
- No.015「ベトナムにおける再生可能エネルギー関連法規制の概要 — 太陽光発電FITの運用、発電プロジェクト出資時の留意点も踏まえて」(2019年2月28日)
- No.014「ベトナム最新法令情報(2018年下半年) — サイバーセキュリティ、技術移転、外国人の社会保険加入、労働法関連規制の制定・変更について」(2018年12月20日)
- No.013「ベトナムにおける企業不正発生リスクに対する事前・事後対応」(2018年10月18日)
- No.012「ベトナムにおけるM&A、合併事業実施時のポイントとリスク管理」(2018年8月1日)
- No.011「ベトナムにおける国営企業株式化の現状と法規制」(2018年6月14日)
- No.010「ベトナムにおける労働契約締結時の留意点」(2018年4月20日)
- No.009「ベトナムにおける紛争解決について — トラブル発生時の初期対応から裁判・仲裁まで」(2018年2月14日)
- No.008「商品表示に関する新規制」(2017年12月15日)
- No.007「ベトナムへの投資をめぐる登録申請実務」(2017年10月18日)
- No.006「ベトナムにおけるサイバー情報保護法について」(2017年8月4日)
- No.005「ベトナムにおける商事調停に関する新政令について」(2017年6月8日)
- No.004「ベトナムにおける情報アクセスに関する新法」(2017年4月4日)
- No.003「ベトナムにおける職業訓練機関の設立、分割、分離及び合併の要件に関する新たな規定」(2017年2月8日)
- No.002「ベトナム改正民法の主な変更点」(2017年1月10日)
- No.001「ベトナムにおける代理制度と企業が取引を行う際の留意点」(2016年11月10日)

[> View About | Vietnam Practice](#)

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業(「瀧美坂井」)の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに瀧美坂井の弁護士にご相談ください。